

ごみの不適正焼却(野焼き)は法律違反です!!

屋外でゴミを燃やす『野焼き』は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、人の健康への影響が心配されるだけでなく、大気汚染の原因のひとつとなるため、原則禁止となっています。

しかし、「近所でゴミを燃やして臭いがする」「煙がひどく洗濯物が干せない」など『野焼き』に対する苦情が後を絶ちません。

不適正焼却の野焼きを行った場合、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられます(廃掃法第25条第1項)

みんなで協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。



次の場合は、例外的に認められています。(廃掃法第16条の2第3号、同施行令第14条)

	例外が認められる場合	例
1	国や地方自治体が施設管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路そばの草焼き
2	災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事
4	農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔の草及び下枝の焼却(※注1)
5	たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、キャンプファイヤー(※注2)

※注1. 廃プラスチック(肥料袋など)の焼却は含まれません

※注2. 「軽微な焼却」については、焼却する個人の判断に任されてしまいます。やむを得ず軽微な焼却をする場合でも、生活環境への配慮が必要であり、悪臭や煙害などで近隣住民の迷惑にならないようにしてください。生活環境上支障を与え、苦情などがある場合は、指導の対象となります。なお、例外的なものでも、廃タイヤや廃ビニールなどの焼却は禁止されています。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 生活環境係 ☎0968・86・5723
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111 (内線752)
 有明保健所 ☎0968・72・2184
 玉名警察署 ☎0968・74・0110

あんま・はり・きゅう受療券を交付しています

和水町では、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者に対して、健康の増進を図ることを目的としてあんま・はり・きゅうの受療券を交付しています。

この受療券は、和水町指定の診療所でのみ使用ができます。

詳しくは町のホームページまたは下記の担当課までお問い合わせください。

【施術の範囲】

あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師などに関する法律に基づく施術で治療を目的としたもの

【交付資格】

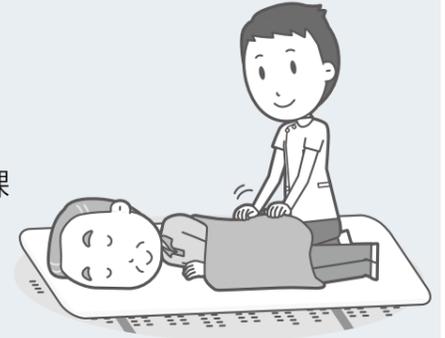
和水町在住で、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証をお持ちで、過年度分の保険税(料)を滞納していない人

【申請場所】

和水町役場 本庁 税務住民課・総合支所 住民課

【必要なもの】

和水町国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証
 印鑑(朱肉を使用する物)



【平成30年度交付枚数】

1人の被保険者に対し年間20枚まで(1回の申請で10枚交付)

【受療券の町の負担】

1枚あたり 800円(1日に1枚まで使用可)

(例えば1回:1500円のはり治療を受けるときにこの券を利用すると、700円ではり治療を受けることができます。)

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723 (直通)
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111